

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に確認したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続や当初の保険料納付を父が行い、その後、兄が父に代わり保険料を納付してくれていた。昭和39年12月に結婚したとき、兄から「今までの国民年金保険料は納付してあるから、これからは自分で納付しなさい。」と国民年金手帳を渡されたので、40年度からは自分で保険料を納付してきた。昭和37年度のみ保険料を納付しなかったとは考えられないので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金への加入手続及び当初の保険料納付を行ったと主張しているところ、事実、昭和35年11月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、36年4月から37年3月までの保険料が納付されたことが市役所保管の被保険者名簿及び特殊台帳により確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立人は、制度開始から申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている同居の兄夫婦も制度開始から60歳に至るまですべての保険料を納付しているなど家族の納付意識の高いことがうかがわれる。

さらに、申立期間は、12か月と比較的短期間であり、その前後の保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識の高かった父や兄が申立期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、申立期間について、被保険者記録が確認できないとの回答を受け取った。

昭和35年12月から62年12月までの期間において、A社（現在はC社）の従業員として勤務した。何度か転勤はしたものの、継続して勤務していたにもかかわらず厚生年金保険被保険者期間に空白が生じているのは納得ができないので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社から提出された人事記録及び同社による申立人の在籍についての回答から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年6月1日にA社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年7月及び同年8月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日から同年9月1日まで

A社に勤務していた平成15年9月の定時決定について、厚生年金基金の記録と突合したところ相違していたので、随時改定に変更し、申立期間の標準報酬月額を22万円から26万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、A社が保管していた申立人の平成15年7月及び8月の賃金台帳を見ると、厚生年金保険料控除額及び報酬月額のいずれも標準報酬月額26万円に相当する金額となっている。厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賃金台帳において確認できる申立期間の保険料控除額及び報酬月額のいずれも標準報酬月額26万円に相当する金額であることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立人に係る平成15年の定時決定届を取り消して、随時改定届を行う際にB厚生年金基金にはその旨を届けたが、社会保険事務所には届けることを忘れたため、同基金と社会保険事務所の記録に相違が生じたものと思う。」と回答していることから、事業主は、申立てどおりの報酬月額の届出を社会保険事務所に行っていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年10月1日まで

A社に勤務していた平成8年10月の定時決定の標準報酬月額について、社会保険事務所の記録と厚生年金基金の記録とを突合したところ相違していたので、申立期間の標準報酬月額11万8,000円を14万2,000円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた平成8年の算定基礎届に係る厚生年金基金加入員標準給与改定通知書を見ると、3か月間（5月から7月まで）の報酬月額の平均額は14万4,599円と記載されており、これに相当する標準報酬月額は14万2,000円であることが確認できる。

また、B厚生年金基金では、当時、算定基礎届は、複写式の書式を使用し、同一のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出され、「決定後の標準報酬月額」欄の記入については、事業主にお願いしていたとしており、同欄には「118（千円）」と記載されていることから、事業主が、標準報酬月額を誤って記載したことがうかがえる。

そして、社会保険事務所は、A社が平成8年の算定基礎届の「決定後の標準報酬月額」欄に記載した「118（千円）」を十分に確認することなく、標準報酬月額を14万2,000円に決定すべきところを11万8,000円に決定したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は14万2,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出たが、社会保険事務所が誤った標準報酬月額の決定を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年2月10日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、申立期間について、被保険者記録が確認できないとの回答を受け取った。

昭和33年3月24日からA社（現在はC社）に入社し、37年2月10日付けで同社本店から同社B支店に転勤を命じられ、同日中に赴任した。入社以来、平成12年に退社するまで継続して勤務していたはずなので、厚生年金保険被保険者期間に空白が生じているのは納得ができない。再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社から提出された人事記録及び同社による申立人の在籍についての回答から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年2月10日にA社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年3月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められ、かつ、事業主は、申立人が昭和30年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和30年8月から同年11月までの標準報酬月額については1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月3日から同年12月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、B県C市のA社における記録について、昭和30年5月1日から同年8月3日までは加入記録があるが、同年8月3日から同年12月16日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

当該期間も給料をもらっており、厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同一日にA社に入社した同僚及び同時期に勤務した同僚の証言から、申立人がA社に入社して以降、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、昭和30年12月16日まで同一日に入社した同僚5人と共に勤務していたことを推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人について厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和30年8月3日）より後の同年10月1日に標準報酬月額の定時決定が行われているにもかかわらず、当該定時決定の取消しがされていないなど、事業主が資格喪失日を同年8月3日と社会保険事務所に届出たとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人及び同一日に入社した同僚5人（うち、4人の資格喪失日は昭和30年12月16日）以外の被保険者は、資格喪失日からおおむね1か月程度で資格喪失処理が行われていることが確認できる一方、申立人及び同一日に入社した同僚のうち1人は資格喪失日が30年8月

3日であるにもかかわらず、その処理日は同一日に入社し同年12月16日に資格喪失した4人の同僚と共に、約5か月後の31年1月16日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和30年12月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和30年10月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年9月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続と保険料の納付は、私の父が国民の義務であり、老後に困らないようにとの思いでしてくれた。毎月の保険料納付は、地区の役員の方が集金に来ていたことを覚えている。保険料を納付していた父は亡くなっているが、同居していた両親が納付しているのに、私の納付記録は未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月1日を資格取得日として49年4月4日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、毎月の保険料を地区の役員に納付していたとしているが、A市役所は申立期間当時において、申立人の居住する地区に納付組織が存在していたことは確認できない旨回答しているとともに、申立期間直後の昭和45年10月から47年9月までの保険料を特例納付していることが確認できることから、申立人の主張する納付方法によっては、申立期間の保険料の納付はできなかったものと考えられる。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①にアルバイトとして勤務したA社B事業所及び申立期間②に勤務したC社の厚生年金保険の加入記録が見当たらないとの回答を社会保険事務所から受け取った。

C社には、B事業所を退職後、空白期間が生じることなく勤務したはずであるが、資格取得日が2か月も相違しているのは納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録（資格取得日は、昭和 43 年 7 月 4 日、離職日は、同年 8 月 31 日）から、申立人が、申立期間①のうち、昭和 43 年 8 月 31 日までA社B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の事業所一覧の記録により確認したところ、A社B事業所は、厚生年金保険の適用事業所としては確認できない。

また、D市において申立人と同様にA社でアルバイトとして勤務していた者は、「当時は、アルバイトの臨時職員は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、A社の後継企業であるE社F支店は、被保険者資格に係る届出及び厚生年金保険料の控除については不明と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

### 2 申立期間②について、C社の後継企業であるG社は、申立人の申立期間②における勤務について不明であるとしており、当時の同僚からも勤務につい

て証言が得られない上、雇用保険の記録も厚生年金保険の記録と一致している。

また、C社の元社員は、「入社と同時に厚生年金保険に加入せず、試用期間があったと思う。」と証言している上、G社が保管していた申立人の入社時の履歴書の欄外には、昭和43年12月1日社会保険加入との記載が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するC社の被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 3 申立人は、すべての申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、すべての申立期間において、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月1日から27年10月1日まで  
② 昭和29年4月から31年10月1日まで  
③ 昭和32年7月から33年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、申立期間について被保険者記録が確認できないとの回答を受け取った。

A社には、中学校を卒業した昭和26年6月、野球の活躍を買われて就職し、29年に自分で何か商売を始めようと思って退職した。B社には、A社を辞めた2か月後に野球の関係で誘いを受けて入社した。採用時は工員として勤務したが、都合により一度退職し、会社の野球部の働きかけで再度勤務をしたという経緯がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、複数の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、保存期間の経過等により、当時の厚生年金保険の関係資料は保管されていないと回答しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同僚の一人は「当時、中学を卒業した人は見習いで入社し、すぐに社員になれなかった。」と証言している上、申立人が先輩として名前を挙げ、昭和26年6月1日以前から勤務していたと思われる同僚は、27年8月1日に同社で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

#### 2 申立期間②及び③について、同僚一人が「申立人はB社で勤務していた。」

と証言しているが、勤務していた時期や期間についての証言は得られず、申立期間において、申立人が同社で勤務していたことを確認することができない。

また、複数の同僚及びB社の現在の総務担当者が、当時は臨時工（季節工）の立場の人が大勢働いていたと証言している上、当時臨時工の立場だったとする同僚一人は、勤務していたが厚生年金保険に加入していない時期があったと証言しており、事実、当該同僚の被保険者記録を見ると、2回、資格喪失と取得を繰り返している（資格喪失日は、昭和32年8月6日、資格取得日は、同年11月22日、資格喪失日は、同年12月21日、資格取得日は、33年6月1日）ことが確認できる。

さらに、事業主は、勤務期間からかなり年月も経過し、関係資料等が見当たらないと回答しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿には、申立期間を含む昭和28年4月1日から33年5月21日までの期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 3 申立人は、すべての申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことについての具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 10 月 1 日にかけて、A 社 (現在は、B 社) C 事業所に勤務していたはずだが、勤務期間の一部について、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。勤務していたことは確かなので、再度調査をしてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、昭和 35 年 6 月 1 日及び 36 年 6 月 1 日現在の A 社の職員名簿において、申立人の入社年月が「35. 4」と記載されていること、及び同僚二人の証言から、申立人が A 社 C 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の職員名簿に氏名が記載されている者のうち、申立人と同様に資格名称が「雇員」である同僚 6 人について、同名簿に記載されている入社年月と厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、5 人の者が入社して 1 か月から 6 か月後に被保険者資格を取得しており、1 人が被保険者資格を取得していないことが確認できる。

また、同僚のうち、職員名簿において、B 社が社員であるとする者で、かつ、申立人と同様に元 D 社職員であった者 5 人について、入社年月と厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、5 人全員が入社して 1 か月から 3 年 8 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから、申立期間当時、A 社 C 事業所では、必ずしも従業員を入

社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、同僚二人の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社C事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所退職後に勤務したE事業所において、雇用保険被保険者資格を昭和37年9月1日に取得していることから、申立期間②のうち、少なくとも当該年月日からは同事業所に在籍していたことが推認できる。

また、事業主に対し申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について照会したところ、職員名簿以外に当時の資料が残存していないため、不明であるとの回答であった。

- 3 社会保険事務所が保管するA社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、すべての申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人のすべての申立期間において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月5日から31年9月まで  
② 昭和31年11月10日から32年11月1日まで

A社（現在は、B社）とC社に勤務していた期間について、厚生年金保険の記録を照会したところ、勤務期間の一部に加入記録が無いことが分かった。勤務していた全部の期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立期間当時、A社に勤務していた元同僚に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したものの、証言を得ることができなかった。

また、事業主は申立期間の厚生年金保険に係る関連資料を保有していないため、保険料控除の有無、申立てどおりの資格の取得及び喪失に係る届出の有無について不明と回答している。

#### 2 申立期間②について、同僚の証言から、申立人が申立期間当初においてC社に勤務していたことが推認できるものの、申立期間を通じて勤務していたことを確認できる証言を得ることができなかった。

また、事業主は、申立人は当該事業所を一度退職してその後再び入社したと回答している上、申立期間の厚生年金保険に係る関連資料を保有していないため、保険料控除の有無、申立てどおりの資格の取得及び喪失に係る届出の有無については不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所が保管するC社の被保険者名簿において被保険者であることが確認できる同僚に照会したものの、申立期間に係る厚生年金保

険の適用について証言を得ることができなかった。

- 3 申立人はいずれの申立期間についても厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月から30年11月まで

私は、以前に勤務したことのあるA社に昭和29年3月から再就職し、30年11月まで勤務した。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、当該勤務期間の厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受けたが、納得できないので再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚及び元事務員の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主も既に他界しているため申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元事務員は、「申立人の2回目の勤務期間は、社員であったか臨時工であったかは定かではない。」と証言している上、給料計算を担当した別の元事務員は、「当時の従業員数は40人ぐらいで、うち臨時工が10人ぐらい勤務しており、臨時工からは社会保険料は控除していなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿には、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した者は事業主一人のみであり、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号の欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで  
社会保険庁に対し厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間について加入した事実が無い旨の回答を受け取った。

私は、A社を退職したのは、昭和 55 年 8 月 31 日と記憶しており、厚生年金保険の資格喪失は同年 9 月 1 日となるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社保管の社員台帳によると、申立人の退職日は昭和 55 年 8 月 30 日となっており、雇用保険の記録も同日が離職日となっている上、事業主は申立人の申立期間における勤務は不明と回答し、ほかに証言も得られないことから、申立人の申立期間における勤務の事実について確認することができない。

また、事業主は申立期間における厚生年金保険料の控除は翌月であること、及び資格得喪に係る届出の有無等について不明と回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月16日から同年9月1日まで

厚生年金保険期間の記録を照会したところ、昭和23年8月16日から同年9月1日までの期間の記録は無いとの回答を受け取った。

A会がB会、C会と名称変更の過程で1か月分の厚生年金保険の資格が失われている。

B会の資格取得年月日が昭和23年9月1日とされ被保険者月数が31か月になっているが、当該会の辞令書では同年8月16日の日付だから、資格取得日は同年8月16日でその月数は32か月となるはずであるので、申立期間を被保険者として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

B会の辞令書及び当該会を承継したD会E県本部が保管する職員台帳並びに同僚の証言から、申立人は、申立期間において当該会に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、B会は昭和23年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B会の事業を承継したD会E県本部は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての届出及び保険料納付を確認できる資料は無く不明であるとしている。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚も、自身のB会の申立期間に係る被保険者記録は無いと証言している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 1 日から 48 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い。後に勤務した「B社」は子会社であり、こちらはきちんと厚生年金保険に加入しているだけに、この欠落には納得がいかないため申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、「申立人は厚生年金保険には加入させず、給与から保険料を控除していなかった。」と証言している。

また、A社に係る社会保険庁のオンライン記録には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、雇用保険の加入記録も無い。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 25 年 4 月から 42 年 4 月 29 日まで継続して A 社に勤務したが、社会保険事務所に年金記録を照会したところ、31 年 5 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで記録が欠落していることを知った。

途中で会社を辞めたことはなく 17 年間勤務していたことは間違いないので、欠落した期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に継続して勤務し、同じ業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、いずれの同僚からも、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用の事実をうかがえる証言を得ることができなかった。

また、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も既に他界していることから申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。